

## 第23回船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について

船員派遣事業は平成17年4月に制度化され、これまで船員部会の審議を経て、294の事業者に対して許可を行った。（現有効許可数 228）

船員派遣事業の適正な実施を図るため、船員職業安定法第102条（報告及び検査）に基づき、新規許可後3月経過を目途に許可申請事項等を確認するための事業所監査を、許可の有効期間（新規5年、更新3年）内に最低1回の事業執行状況、法令遵守状況等を確認するための事業場監査を実施することとしている。

船員派遣事業制度の導入に当たり、「施行の状況を勘案して、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であり、そのため官労使によるフォローアップの場を設ける」とされたことを受けて、「船員派遣事業等フォローアップ会議」を平成17年7月設置し、これまで23回開催したところである。

平成28年8月22日に「第23回船員派遣事業等フォローアップ会議」を開催し、地方運輸局等が平成28年1月から6月までに実施した13事業者の事業所監査のデータ等を基に船員派遣制度のフォローアップを行った。

### 1. 被監査事業者の概要等

#### （1）船員派遣の実施状況

- ・実施済： 13事業者
- ・未実施： 0 //

#### （2）船員派遣事業以外に兼業している事業

- ・外航海運業： 1事業者
- ・内航海運業： 10 //
- ・船舶管理業： 6 //
- ・船舶代理店業： 1 //
- ・その他： 2 //
- ・兼業なし： 1 //

#### （3）派遣船員等の状況

- ・派遣船員を含む雇用船員： 682人
- ・派遣船員： 338人
- ・派遣船員以外の雇用船員： 344人  
(常用雇用 309、期間雇用 35)
- ・監査時に乗船中の派遣船員： 122人
- ・派遣船員の延べ人数： 1,137人

- 派遣先船舶： 実数140隻 (内航 136、外航 4)
- 派遣先船舶の延べ隻数： 523隻
- 派遣先企業： 128事業者 (国内 127、海外 1)

## 2. 事業所監査における是正指導状況

- (1) 船員職業安定法関係： 1事業者
  - 派遣船員への就業条件明示書の記載不備
  - 派遣元管理台帳の一部未作成
- (2) 船員労働安全衛生規則関係： 1事業者
  - 派遣先への安全衛生教育に係る実施記録の未通知

〔是正指導事項については、全て改善済み〕

## 3. フォローアップ会議での主な意見等

- 事業所監査においてチェックできる範囲について
- 派遣船員の採用方法はどのようなものがあるか
- 派遣料金のデータはあるが派遣船員の賃金はどのくらいなのか

### 〔参考〕第23回船員派遣事業等フォローアップ会議委員名簿

座長： 小塚 莊一郎 学習院大学教授  
 原 昌登 成蹊大学教授

#### 〔労働者側〕

池谷 義之 全日本海員組合 国際局長  
 高橋 健二 // 水産局長  
 平岡 英彦 // 国内局長  
 立川 博行 // 政策局長

#### 〔使用者側〕

岩瀬 恵一郎 (一社)日本旅客船協会 労海務部長  
 木上 正士 (一社)大日本水産会 事業部長  
 田中 俊弘 (一社)日本船主協会 常務理事  
 内藤 吉起 日本内航海運組合総連合会 理事

#### 〔国土交通省〕

高杉 典弘 海事局 船員政策課長  
 細田 直樹 海事局安全政策課 首席運航労務監理官  
 (事務局：海事局船員政策課雇用対策室)